

2026年（令和8年）10月1日

藤沢市教育委員会 御中

藤沢市情報公開審査会
会長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する審査請求について（答申）

2026年（令和8年）4月20日付けで諮問された、「藤沢市教育文化センターのアーカイブズ室において収集されてきた資史料が、2017年～2018年ごろにほとんど廃棄されてしまった事件について、誤廃棄が生じた経緯や、これからの再発防止策等、事件に関する事実や市の意思決定を示す文書（誤廃棄の前にはどのような資史料が保有されており、誤廃棄が起きた後には何が残っているのかが分かるようなリストがあれば、それを含む）」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

「藤沢市教育文化センターのアーカイブズ室において収集されてきた資史料が、2017年～2018年ごろにほとんど廃棄されてしまった事件について、誤廃棄が生じた経緯や、これからの再発防止策等、事件に関する事実や市の意思決定を示す文書（誤廃棄の前にはどのような資史料が保有されており、誤廃棄が起きた後には何が残っているのかが分かるようなリストがあれば、それを含む）」の行政文書公開請求に対し、藤沢市教育委員会（以下「実施機関」という。）が2025年（令和7年）6月25日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分は、妥当である。

2 事実

- (1) 審査請求人は、2024年（令和6年）3月29日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「藤沢市教育文化センターのアーカイブズ室において収集されてきた資史料が、2017年～2018年ごろにほとんど廃棄されてしまった事件について、誤廃棄が生じた経緯や、これからの再発防

止策等、事件に関する事実や市の意思決定を示す文書（誤廃棄の前にはどのような資史料が保有されており、誤廃棄が起きた後には何が残っているのかが分かるようなリストがあれば、それを含む）」の行政文書公開請求を行った。

- (2) 実施機関は、審査請求人に対し同年4月15日付けで、行政文書公開一部承諾決定処分（以下「前回処分」という。）を行い、行政文書公開一部承諾決定通知書に次のとおり、公開することができない部分の内容及びその理由を付して審査請求人に通知した。

〈公開することができない部分の内容〉

誤廃棄が生じた経緯や、これからの再発防止策等、事件に関する事実や市の意思決定を示す文書

〈その理由〉

誤廃棄の事実はなく、請求内容に合致する文書を作成も取得もしておらず、不存在であるため。

- (3) 審査請求人は、同年5月23日付けで、実施機関に対し、前回処分を取り消すよう求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、同年10月24日付けで、審査会に対し、条例第18条第1項の規定により、前回処分に対する審査請求について諮問した。
- (5) 審査会は、2025年(令和7年)3月24日付けで、前回処分については、実施機関は再度の文書特定行っただうえで、公開、非公開について判断をすべきとして、答申（審査会答申第104号）を行った。
- (6) 審査庁は、同年5月22日付けで、本件に関する裁決を行った。
- (7) 実施機関は、同年6月25日付けで、裁決に基づき再度行政文書公開一部承諾決定処分（以下、「本件処分」という。）を行い、行政文書公開一部承諾決定通知書に次のとおり、公開することができない部分の内容及びその理由を付して審査請求人に通知した。

〈公開することができない部分の内容〉

誤廃棄が生じた経緯や、これからの再発防止策等、事件に関する事実や市の意思決定を示す文書

〈その理由〉

請求内容に合致する文書を作成も取得もしておらず、不存在であるため。

- (8) 審査請求人は、同年9月27日付けで、実施機関に対し、本件処分のうち文書不存在による公開拒否部分を取り消すよう求める審査請求を行った。
- (9) 実施機関は、2026年(令和8年)4月20日付けで、審査会に対し、条例第18条第1項の規定により、本件処分に対する審査請求について諮問

した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分のうち文書不存在による公開拒否部分を取り消すよう求めるものである。

(2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

「当時の職員と関係課の職員の協力を得ながら」整理を行ったとする裁決書4頁の記述は、〇〇会報『〇〇』(No. 〇〇)25頁の〇〇氏(当時の職員の一人)における「私の出勤しない日に行われていた」等の記述と矛盾するため。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された弁明書によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

(1) 本件処分を行った理由

本件請求内容のうち、「誤廃棄が生じた経緯や、これからの再発防止策等、事件に関する事実や市の意思決定を示す文書」については、「一定程度の文書整理も含む」と広く解釈したうえで再度文書特定を行ったが、請求内容に合致する文書を作成も取得もしておらず、不存在であった。

(2) 審査請求の理由に対する弁明

ア 資史料について

審査請求書において、審査請求人から「1997年、2003年及び2004年に作成された資史料の目録(以下「本件公開文書」という。)中には存在し、当該電磁的記録中には存在しない資史料が複数確認されたことについて、どのようなものであるのかについて、可能な範囲で明らかにするよう求める」という趣旨の主張がなされている。

本件審査請求は、実施機関が条例第11条第1項に基づいて行った行政文書の公開諾否に係る行政処分に対する審査請求であるところ、この点については、少なくとも本件審査請求により妥当性が判断される内容ではないことから、この主張に対する弁明は行わない。

イ 処分の違法性について

審査請求書において、審査請求人は「藤沢市教育委員会と〇〇氏のいずれの主張が正しいものであるかを示す文書は、当然存在するものと推測される」として、藤沢市教育文化センターにおいて行われた文書整理における「精査」の具体的な内容について示す文書の公開を求めている。

このことについて、当時の文書整理については、資史料に混在していたその他の資料を整理したものであって、資史料を廃棄したものではないことから、藤沢市公文書等の管理に関する条例施行規則第3条に規定された経緯も含めた意思決定に至る過程又は事務事業の実績を合理的に跡付け、検証する必要があることが明らかである場合に該当すると判断し、経過等について作成していないものである。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「藤沢市教育文化センターのアーカイブズ室において収集されてきた資史料が、2017年～2018年ごろにほとんど廃棄されてしまった事件について、誤廃棄が生じた経緯や、これからの再発防止策等、事件に関する事実や市の意思決定を示す文書（誤廃棄の前にはどのような資史料が保有されており、誤廃棄が起きた後には何が残っているのかが分かるようなリストがあれば、それを含む）」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、2事実（7）に記載の理由から、本件処分を行った。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求の趣旨は、本件処分のうち文書不存在による公開拒否部分を取り消すよう求めるというものである。

(4) 対象文書の特定について

ア 請求内容の前段である「廃棄が生じた経緯や、これからの再発防止策等、事件に関する事実や市の意思決定を示す文書」という請求（以下「請求内容①」という。）に対しては、審査会答申第104号において「慎重に検討を行ったうえで文書整理をしていることが伺えることから、文書整理の経緯が分かる資料があることが推認される」とした。

このことを踏まえ、実施機関に聞き取り調査を行ったところ、教育文化センターに教育専門図書室を開室するため文書整理を行う必要があり、当時、天井に達してしまうほどの研究資料が大量にある状況であったことから、複数日に亘り文書整理したものであり、事前に周知なく整理したとは考えにくいとのことであった。聞き取り後、審査会から実施機関に対して、文書整理に係る周知文を提出要請したところ、当該文書は見当たらなかったが、教育専門図書室における設置要綱に係る文書の提出があった。

請求内容の後段である「誤廃棄の前にはどのような資史料が保有されており、誤廃棄が起きた後には何が残っているのかが分かるようなリストがあれば、それを含む」という請求（以下「請求内容②」という。）に対しては、審査会答申第104号において「本件公開文書と当該電磁的記録を比較してみたところ、本件公開文書中には存在し、当該電磁的記録中には存在しない資史料が複数確認されたことから、当該電磁的記録の完全性には疑義があり、当該電磁的記録に記載されていない資史料が存在することが推認される」とした。

このことを踏まえ、実施機関に聞き取り調査を行ったところ、本件公開文書が正規の資史料の目録であり、教育文化センターで収集した資史料は、本件公開文書と実際に突合し、一致させているとのことであった。

イ 初めに、請求内容①について検討を行う。実施機関からの聞き取りを踏まえ、文書整理に係る周知文を要請したが、当該周知文はなく、一方で、教育専門図書室の設置要綱に係る文書が提出された。当該文書から、2017年11月に設置要綱を制定、2018年1月22日に教育専門図書室を開室したことが確認できた。審査請求人の請求するところの「藤沢市教育文化センターのアーカイブズ室において収集されてきた資史料が、2017年～2018年ごろにほとんど廃棄されてしまった事件」との時期的な整合性が認められる。また、当該文書には、アーカイブズ室や各研究室等に散在していたことにより、整理・活用に課題があり、教育専門図書室に一元管理する旨の記載もあることから、開室にあたり文書整理が行われたことが推認され、不自然不合理な点はないといえる。

ウ 次に、請求内容②について検討を行う。実施機関からの聞き取りを踏まえ、本件公開文書をもって、教育文化センターで収集した資史料の目録としているから、記載されていない資史料は存在しないといえる。

エ 以上のことから、実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2025. 6. 25	行政文書公開一部承諾決定処分
10. 1	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
11. 14	補正書受理
12. 19	実施機関から審査庁へ弁明書の提出
2026. 2. 9	審査請求人弁明書に対する関係書類受理
4. 20	審査庁から審査会へ諮問書の提出
7. 9	実施機関に対する聞き取り調査 審議
8. 24	審議
9. 14	審議
10. 1	答申

第 2 1 期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2026 年 2 月 1 日～2028 年 1 月 31 日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 金井 恵里可	文教大学国際学部教授
○ 河合 秀樹	弁護士
田中 美和	玉川大学経営学部国際経営学科准教授
中 嶋 慶子	弁護士
飛 弾 野 理	弁護士

◎会長 ○職務代理者